

## 霧ヶ峰自然保護センター拠点整備設計業務 特記仕様書

### 1 業務名

霧ヶ峰自然保護センター拠点整備設計業務

### 2 実施場所

長野県諏訪市四賀霧ヶ峰 7718-9

### 3 実施期間

契約締結の日から令和3年3月26日までとする。

### 4 施設等の概要（現状）

#### (1) 施設

- ・ 建築面積 575 m<sup>2</sup>
- ・ 構造 R C 平屋建て
- ・ 建築年 昭和 48 年

#### (2) 業務対象箇所（現状）

- ・ ベランダ
- ・ 研修室
- ・ 展示室
- ・ 玄関
- ・ 外構

※ 構造、規模等の詳細は、別紙図面のとおり

#### (3) 敷地の条件等

- ・ 所有権 私有地（土地貸借契約締結）
- ・ 都市計画区域 区域外
- ・ 用途地域等 指定なし
- ・ 防火地域等 指定なし
- ・ 上・下水道 上・下水道供給地域
- ・ 電気 中部電力からの供給地域
- ・ ガス L P ガス
- ・ その他 八ヶ岳中信高原国定公園第3種特別地域内

### 5 予定工事費

7千万円程度とする。

### 6 事業計画

- (1) 業務実施にあたり、事業計画書（業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程表等）を作

成すること。

- (2) 令和2年10月末までに基本設計を終了させ、概算工事費を提示すること。
- (3) 本体工事の実施に当たり、自然公園法の許可が必要となるため、諏訪地域振興局環境課と協議すること。
- (4) 関係法令及び条例に基づく各種申請手続きを委託期間内に終了させること。
- (5) 本体工事は、令和3年5月から令和4年3月までの工事を予定。

業務概要スケジュール

	令和2年度												令和3年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
プロポーザル		募集・審査																							
基本設計・実施設計・映像コンテンツ制作				基本設計（4か月）					実施設計（5か月）																
本体工事													発注	本体工事(11か月)											

7 業務内容

(1) 設計

ア 基本設計

- ① 施設計画（施設配置計画、空間構成計画、動線計画等）の作成
- ② 設計方針（設備、装置、什器等）の作成
- ③ 基本設計図（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、建築外構、展示等）の作成
- ④ 基本設計説明書の作成
- ⑤ 照査報告書の作成
- ⑥ 工事費（施工費・製作費・一般備品購入費）概算書の作成（予算要求用）  
 ※ ベランダ等の既存施設除却や備品撤去等に係る廃棄物処理が必要なものは、工事費概算書作成時に追加すること。
- ⑦ 本体工事日程計画書の作成
- ⑧ 基本計画のスケッチ（イメージ図）の作成

イ 実施設計（積算業務含む）

- ① 実施設計図（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、建築外構、展示等）の作成（基本設計図書を補完する詳細図書の作成）
- ② 各種数量計算書の作成
- ③ 工事費（施工費・製作費・一般備品購入費）内訳書の作成
- ④ 照査報告書の作成
- ⑤ 展示装置、什器、造形等に関する実施設計図書の作成

- ⑥ 展示品等の配置、展示構成・演出等に関する詳細図書の作成
- ⑦ 仕様書及び仕上げ表の作成
- ⑧ 制作・施工費予算書及び本体工事日程計画書の作成

#### ウ 設計対象箇所

業務内容の詳細については、別紙「霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針 方向性3・6」のとおり。なお、以下の記載内容と同等以上の効果を得られる方法の提案、実施を必要に応じて行うこと。

##### ① テラスの新築

- ・既存ベランダは撤去し、草原景観が一望できる開放的な構造のテラスを整備すること。
- ・材質は、耐水性・耐久性の高いものとする。
- ・テラスには、北側及び南側駐車場2か所からアプローチが可能とすること。
- ・テラスに照明装置等を用いて、霧発生時に人工的にブロッケン現象を体験できるスポットを設置すること。

##### ② 外構（誘導路等）の整備

- ・北側及び南側駐車場からセンターに集客する誘導路等を整備すること。

##### ③ 研修室の改修

- ・霧ヶ峰の自然環境を学ぶ映像コンテンツ（7（2）参照）を上映する、大型映像展示装置を設置すること。
- ・会議室やイベント等の多目的な利用が可能とすること。
- ・室内から草原景観が眺望可能とすること。
- ・映像コンテンツや団体利用時に職員による解説などを容易に視聴できるよう、施設外のバイクや自動車の騒音を低減する防音構造とすること。
- ・学校団体の利用と個人の休憩・映像視聴等の利用の共存を図ること。
- ・老朽化した暖房設備を改修すること。

##### ④ 展示室の改修

- ・展示パネルの内容は、既存の展示を活かしながら、展示のプランニング、ストーリー構築、デザイン等の再検討を行い、テーマ毎に整理し、必要なパネルを追加すること。
- ・展示パネルを着脱式とするなど、既存の常設展示を活かしつつ、可変自由な展示改修をすること。
- ・展示解説は、日本語と英語表記を基本とすること。ただし、展示スペースに限りがあることから、QRコードにより翻訳サイトへアクセスするなどデジタル技術を活用するとともに、デジタル技術活用部分については、更新が容易なものとする。
- ・展示物が映えるよう照明装置を配置・改修すること。
- ・老朽化した既存ジオラマを補修すること。
- ・霧ヶ峰の関連書籍、雑誌等が閲覧できる休憩スペースを設置すること。

##### ⑤ 情報発信コーナーの設置

- ・来館者が見やすい位置に、花のみどころ等情報発信看板を設置すること。

#### エ その他

- ① 関係者との打合せ・調整支援
  - ・ 県、センター職員及び地域関係者との協議・調整（月 1 回程度）
  - ・ 県が開催する本業務に係る各種会議等への出席（随時）
  - ・ 上記関係者との打合せに係る議事録の作成
- ② 関係法令及び条例に基づく各種申請手続き
- ③ テラス新築に係る測量（測量に係る費用は、費用上限内で実施すること）。
- ④ 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行い、実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行うこと。
- ⑤ 積算業務は、委託者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行うこと。

(2) 映像コンテンツの制作

ア 霧ヶ峰高原の魅力を学べる映像コンテンツの制作

- ① 霧ヶ峰高原の魅力をリアルな映像や音声により端的に感性に訴えかけるようなもので、映像視聴後、フィールドへ足を運びたいと思うきっかけを与える導入的な映像コンテンツを以下の 2 種類作成すること。なお、映像に字幕を入れる場合は、日本語・英語を表記すること。
    - ・霧ヶ峰高原の魅力を小学生から大人までが楽しめるもので、5 分程度の映像を制作すること。（メインムービー）
    - ・「草原・湿原」「草原と人との関り」「体験」などのテーマごとに各 1 分程度の映像を制作すること。（ショートムービー）
    - ・メインムービーとショートムービーの映像時間の合計が 10 分程度となるよう制作すること。
- ※上記の案と同等以上の効果的な映像コンテンツの提案、実施が可能であれば必ずしもこの限りではない。

(3) その他特記事項

以下の各号に掲げる項目についても考慮すること。

- ア バリアフリー化
- イ 多言語表記やピクトグラム（絵文字）による案内表示
- ウ 室内壁面、案内カウンター等への県産材の積極的な利用
- エ 環境負荷（LED 照明、省エネルギー、断熱性能向上等）の低減
- オ 実施場所の風土・気候
- カ ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さ

## 8 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用し、受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

(1) 共通

- |                 |                  |                 |
|-----------------|------------------|-----------------|
| ○公共建築工事積算基準     | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (平成 28 年 12 月版) |
| ○公共建築工事標準単価積算基準 | 同 上              | (平成 31 年 3 月版)  |
| ○公共建築工事共通費積算基準  | 同 上              | (平成 28 年 12 月版) |
| ○官庁施設の基本的性能基準   | 同 上              | (平成 25 年版)      |

◎建築工事における電子納品にかかる試行要領	長野県建設部
◎建設部公共事業環境配慮指針	同 上
◎長野県建設リサイクル推進指針	同 上
◎信州リサイクル製品率先利用方針	長野県環境部
◎長野県グリーン購入推進方針	同 上
◎長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針	長野県林務部

## (2) 建築

◎建築設計基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(令和元年版)
◎建築構造設計基準	同 上	(平成 30 年版)
◎木造計画・設計基準	同 上	(平成 29 年版)
◎建築工事標準詳細図	同 上	(平成 28 年版)
◎建築工事設計図書作成基準	同 上	(平成 28 年版)
◎敷地調査共通仕様書	同 上	(令和元年版)
◎公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築木造工事標準仕様書	同 上	(平成 31 年版)
◎建築解体工事共通仕様書	同 上	(平成 31 年版)

## (3) 建築積算

◎公共建築数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(平成 29 年版)
◎公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	同 上	(平成 30 年版)
◎公共建築改修工事の積算マニュアル	同 上	(平成 27 年版)

## (4) 設備

◎建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(平成 30 年版)
◎建築設備設計基準	同 上	(平成 30 年版)
◎建築設備工事設計図書作成基準	同 上	(平成 30 年版)
◎公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	同 上	(平成 31 年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	同 上	(平成 31 年版)

## (5) 設備積算

◎公共建築設備数量積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	(平成 29 年版)
◎公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	同 上	(平成 30 年版)

## 9 貸与資料

既存設備に係る図書等、業務に必要な資料は、受注者に貸与する。

## 10 成果物、提出部数等

### (1) 基本設計

基本設計の成果物は「7業務内容 (1) 設計 ア基本設計」のとおりとし、体裁・提出部数等は、表1-1による。 (表1-1)

種 別	体 裁	部 数	備 考
○施設計画 (施設配置計画、空間構成計画、動線計画等)	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
○設計方針 (設備、装置、什器等)	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
○基本設計図書 (建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、建築外構、展示等)	ファイル綴じ (A 3)	1 部	電子データ (PDF 形式) を含む
○建築基本設計図 (建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、建築外構、展示等)	原図 (A 3)	1 部	CAD データ (SXF 又は JWW 形式) を含む
○透視図	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データ (JPEG 形式) を含む
○打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
○その他関係書類	ファイル綴じ (A 3 又は A 4)	1 部	電子データを含む
1) 原図類は、ケースに入れて提出する。			
2) 電子データ類は、DVD-R に収録し提出する。(2 枚)			

### (2) 実施設計

実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表1-2による。 (表1-2)

種 別	体 裁	部 数	備 考
○実施設計図 (建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、建築外構、展示等)	原図 (A 1)	1 部	CAD データ (SXF 又は JWW 形式) を含む
(表紙、図面目録、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、建築求積図・面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、部分詳細図、展開図、天井伏図、屋根伏図、仮設計画図、工程表、弱電配線図、機器一覧表、機器姿図、機器・配線撤去図、展示に関する詳細図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面等)			
○上記設計図 製本	白焼き製本 (A 3)	4 部	電子データ (PDF 形式) を含む 表紙、背表紙タイトル入り
○各種数量計算書 (構造、電気設備、機械設備等)	原本ファイル綴じ (A 4)	1 部	構造計画概要書を含む 工作物・構造物の構造計算含む

○工事費概算書	ファイル綴じ (A4)	1部	
○工事概要図	ファイル綴じ (A3)	1部	電子データ (JWW形式) を含む
○設計説明書	ファイル綴じ (A4)	1部	設計意図伝達事項の記載を含む
○打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	
○計画通知関係図書	ファイル綴じ (A4)	適宜	
○各種申請図書	ファイル綴じ (A4)	適宜	
○カタログ等	ファイル綴じ (A4)	1部	
○その他関係書類	ファイル綴じ (A4)	1部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
1) 原図類は、ケースに入れて提出する。			
2) 電子データ類は、DVD-R に収録し提出する。(2枚)			

c. 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表1-4による。 (表1-4)

種別	体裁	部数	備考
○工事内訳書(建築、電気設備、機械設備、展示等)	ファイル綴じ (A4)	1部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
○積算数量調書(建築、電気設備、機械設備、展示等)	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○積算数量算出書(建築、電気設備、機械設備、展示等)	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○複合単価等作成資料(建築、電気設備、機械設備、展示等)	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○見積書、見積一覧表(建築、電気設備、機械設備、展示等)	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○打ち合わせ書	ファイル綴じ (A4)	1部	他のファイル綴りと併用を可とする。
○その他関係書類	ファイル綴じ (A4)	1部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
1) 電子データ類は、実施設計における電子データを収録した DVD-R に収録し提出する。(2枚)			

## 11 その他

- (1) 受注者は、やむを得ない事情により、本特記仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、本特記仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受注者は、本特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

- (5) 受注者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (6) 本特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受注者が協議して決定する。
- (7) 提出された成果物は、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (8) 受注者は写真・映像の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- ア 写真・映像は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。
- この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- イ 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
- ① 写真・映像を公表すること。
- ② 写真・映像を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (9) 当該設計に係る著作権は、長野県に帰属する。
- (10) 提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、主任技術者、担当技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。

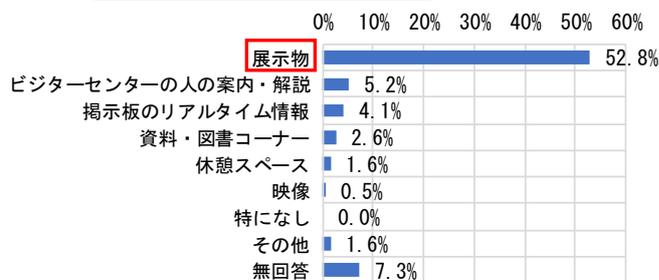
## 霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針 方向性3・6

## 方向性-3 霧ヶ峰の魅力を伝える展示等の充実

## 【現状と課題】

- 霧ヶ峰自然保護センターの既存の常設展示については、老朽化しているものの、霧ヶ峰の自然等を分かりやすく解説する内容となっており、利用者アンケートによると、自然保護センターで良かったこととして、展示が最も多く挙げられている。
- ただし、既存の常設展示については、近年の植生の遷移や草原の保全・再生活動、最近の研究成果等に関する情報は十分ではない。
- 学校・団体利用については、主に研修室を利用している。特に悪天時の利用に関するニーズが高い。
- 展示の多言語対応はされていない。

## センターのよかったところ (N=193)



出典：霧ヶ峰自然保護センター利用者アンケート

## 【機能強化方針】

○霧ヶ峰のエコツアーリズムの特徴である、草原、湿原、樹叢が織りなす多彩な景観や自然環境、人と自然との関わり等を知り、深く感じ、体験するため、フィールドに誘い、フィールドでの感動を引き出すための展示を行う。

## 【具体的取組】

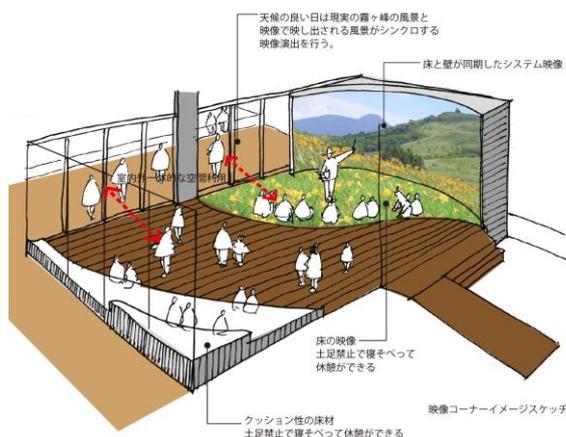
## ① 最新の知見等を反映可能な展示フレームの改修（県）

- 既存の常設展示の内容を活かしつつ、情報の更新が可能となるよう壁面・展示フレームを改修し、可変自由の展示構成とする。
- 展示内容については、最新の研究成果（生物多様性のホットスポットとしての重要性や草原景観と歴史との関わり等）や草原の保全・再生活動（シカ柵、火入れ、外来種駆除等）の解説を追加する。特に風景の背景理解と未来継承を促す内容に留意し、草原景観を通して、人と自然との関わり合いを学ぶ展示を検討する。



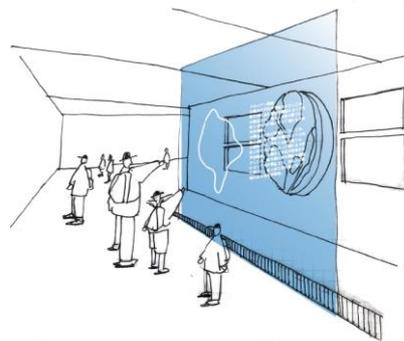
## ② 悪天候でも霧ヶ峰を楽しめる映像展示の充実（県）

- ・研修室を改修し、霧ヶ峰の臨場感のある映像をくつろぎながら楽しむスペースを創出することで、「また来たい」「次は別の時期に来たい」と思ってもらえる映像演出を図る。
- ・天候の良い日は現実の風景と映像で映し出される風景がシンクロする映像演出を行うなど、室内外一体的な空間利用を図る。
- ・供用に際しては、現状で研修室の利用が多い学校団体の利用と、個人の休憩・映像観賞等の利用との共存を図る運用方法について検討を行う。



## ③ 利用者をフィールドへと誘うリアルタイムの情報発信（県）

- ・現在、自然保護センターでは入口付近の掲示板において、開花や気象に関する最新の情報を提供している。これらに加えて、来訪者が目的や行程(時間)に応じて霧ヶ峰の魅力を堪能できるよう、ちょっとした散策～歩きごたえのあるコースまで様々な旬の楽しみ方を提示することで、フィールドへと誘う展示を行う。
- ・そのため、既設のインフォメーションボードの整理・編集を行い、強化ガラス板に集約したかたちで設置する。
- ・常に新しい情報が得られ、リピーターやパークボランティアがみても飽きのこない情報・展示に留意する。



## ④ 展示等の多言語化によるインバウンド対応強化（県、環境保全研究所）

- ・多言語対応は日本語と英語を基本とする。展示スペースには限りがあることから、多言語での情報提供の手段としては常設の展示パネルのみでなく、パンフレット等の紙媒体や ICT 技術を活用し、更新が容易なかたちで情報提供について検討を行う。

## ⑤ 簡易補修、故障対応の負担軽減（県）

- ・ジオラマ等の老朽化した展示については簡易の補修を図る。ジオラマ内部の配線については、職員による故障対応の負担が大きいため、配線整理を行う。

### 【現状と課題】

(自然保護センター周辺)

- ・自然保護センターは、エコツーリズムの拠点として、霧ヶ峰に来訪した利用者が最初に立ち寄ることが期待される。しかし、現状では道路や駐車場等から視認しづらかったり、何の建物かが分かりにくいため、その存在に気が付かれない場合が多いと考えられる。

(自然研究路等のフィールド)

- ・センター周辺には自然研究路や霧の小みち等、気軽に散策を楽しめる歩道が多く存在し、センターが提供する無料プログラムの主要なフィールドとなっている。一方、駐車場等における案内や歩道起点までの誘導が不十分な状況であり、歩道の存在に気が付かない利用者も多いと考えられ、フィールドと直結した利用拠点としての強みが十分には発揮されていない。
- ・自然研究路については、シカ被害により観察できる植物が減少するなど魅力性が低下している。

(休憩場所)

- ・霧ヶ峰の草原景観は、主に車窓や歩道からの眺望利用が多く、ゆったりと座って快適に草原の景観を楽しめる場所は少ない。
- ・自然保護センターでは、現状で研修室が休憩利用に供されており、そこからは草原への眺望も得られることから、より居心地の良い空間を創出することで、休憩・交流機能を強化することが期待される。



南側駐車場から見た自然保護センター(右奥)



センターから草原方面への眺望

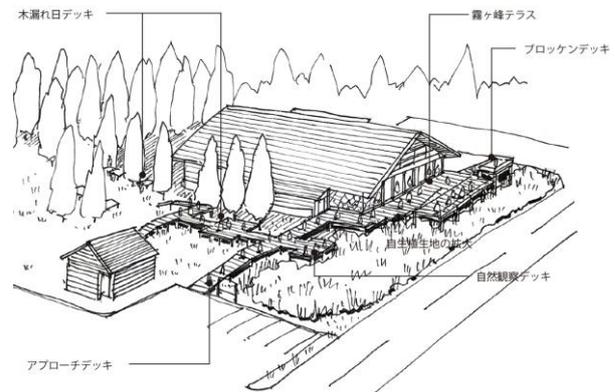
### 【機能強化方針】

- 霧ヶ峰の玄関口としてエントランス性を強化するとともに、フィールドと一体的な利用拠点として、周辺の園地・歩道の整備を図る。
- 草原への眺望を活かし、快適な休憩・交流スペースを創出する。

## 【具体的取組】

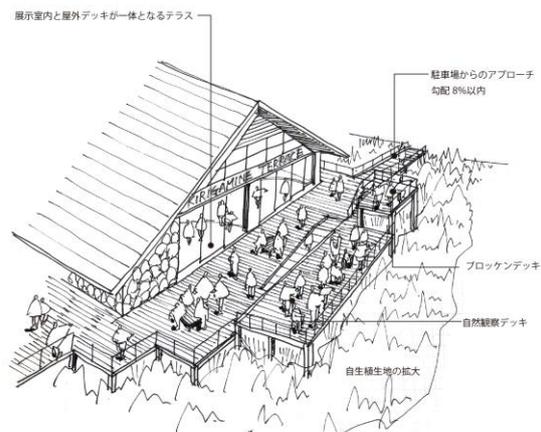
### ①アプローチデッキ等の設置によるエントランス性の強化 (県)

- ・隣接する駐車場から自然保護センターへと誘導するため、デッキの設置によるエントランス性を演出する。
- ・また、センター前の霧ヶ峰の広場に陽射しを避けた休憩デッキや、希少種の観察デッキを設置するなど、駐車場利用者がセンターに立寄りたくなる空間を創出する。



### ②草原を望む休憩テラスの拡張 (県)

- ・草原を眺めながらゆったりとくつろげる空間を創出するため、既存のテラスを拡張する。
- ・テラスは、ビーナスラインや自然研究路からのランドマーク性にも留意し、自然保護センターへの利用者の誘導を図る。



### ③センター周辺歩道への誘導及び歩道の魅力向上 (県)

- ・自然研究路や霧の小みちについては、歩道起点が分かりづらいため、インターチェンジ駐車場において、案内標識の設置や歩道動線の明確化等により、歩道への誘導強化を図る。
- ・自然研究路の沿線では、電気柵設置による草原植生の再生が取り組まれていることから、再生の状況に応じて、解説標識の設置や資源性の高い区間についてのユニバーサル園路化、電気柵の延伸等について検討する。

### ④Free Wi-Fi の導入によるインバウンド対応強化 (県)

- ・霧ヶ峰を訪れた観光客（特に外国人旅行者）に自然保護センターに立ち寄ってもらい、インターネットを通じた情報収集や、霧ヶ峰での体験などを SNS 等で発信してもらうため、自然保護センターに Free Wi-Fi の導入を図る。